

院外処方における残薬調整指示の運用変更について

院外処方時の残薬調整の指示について、7月30日（火）より下記の通り処方箋上の備考欄表記を改定し、運用を変更致します。調剤薬局におきましては、残薬調整の指示をご確認いただき、必要に応じて残薬調整ならびに残薬状況の報告をお願いいたします。

記

※院外処方箋イメージ

備考	備考欄の「□」に「✓」または「×」がないか確認してください。									
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応（特に指示がある場合は「✓」又は「×」を記載すること。） <input type="checkbox"/> 残薬調整を行い調剤（調剤後情報提供） <input type="checkbox"/> 疑義照会の上、残薬調整 <input type="checkbox"/> 残薬状況を情報提供のみ									
	調剤年月日					公費負担者番号				
	保険薬局の所在地及び名称保険薬剤師名					公費負担医療の受給者番号				

残薬調整を行い調剤（調剤後情報提供）

調剤薬局で残薬状況を確認し、医師に対して疑義照会することなく、処方日数に対して不足する数量のみ調剤する。調剤後、残薬状況とその理由および実際に患者へ交付した薬剤の数量等の情報を当院へ報告する。

疑義照会の上、残薬調整

調剤薬局で残薬状況を確認し、残薬調整の実施について医師に対して疑義照会した後に、処方日数を超えない範囲で不足分を調剤する。調剤後、残薬状況とその理由および実際に患者へ交付した薬剤の数量等の情報を当院へ報告する。

残薬状況を情報提供のみ

調剤薬局で残薬状況の確認を行うが、残薬調整をすることなく処方された日数に従って調剤を行う。確認した残薬状況については当院へ情報提供する。次回受診時に医師がその報告書に記載された薬剤の残数を参考に日数調整を行う。

以上

【問い合わせ先】 浜松医科大学医学部附属病院薬剤部医薬品情報管理室（053-435-2767）